

## 4.第1回PRTR集計結果に対するまとめ

- (1) 第1回の集計結果がでたが、これは対象物質を5トン以上取扱う事業者について排出量もしくは移動量の県下における目録がとりあえずできあがったというものであって、これをもって排出量・移動量をパーフェクトに把握できたものでないこと、また直ちに環境リスクの高低を判断できるものではないことを理解する必要がある。  
しかし、今後、かかるデータをより詳細に検証し、化学物質に対する環境汚染対策の効果的な推進のため、その活用を積極的に図るとともに、例えばリスク評価が定まった物質についてその環境リスクを評価していく必要がある。
- (2) 平成15年度以降も毎年かかる届出が行われ、かつ集計が行われることから届出件数、物質別、地域別、業種別にその推移を慎重に検証、評価し、環境リスクの低減に向けて施策の優先度などの取り組みに資していく必要がある。
- (3) 事業者に対する周知率は年々向上してきているが、県においては、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出が円滑に実施されるよう、より一層、化学物質排出把握管理促進法の周知を実施していく必要がある。特に平成15年度から、対象物質の取扱量が5トンから1トン以上に引き下げられることから、小規模事業者への周知を進めていく必要がある。また、事業者の実際の算定作業に資する支援が必要であり、今後とも引き続きより分かりやすい算出マニュアルの配布や、業界団体と協力しての周知、広報を進めていく必要がある。
- (4) 県においては、平成15年度以降も引き続き、化学物質排出把握管理促進法による届出が漏れなくなされるよう対象事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する支援措置として説明会の開催や技術的な相談に応じていくことが必要である。
- (5) 事業者においては、引き続き化学物質排出把握管理促進法の目的や意義を十分理解し、排出量・移動量の把握のための体制整備を進めた上で届出を行う必要があることから、今後、県として事業者に対して、この点指導を積極的に行う必要がある。

